

飯塚市公印規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。



令和8年4月8日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第34号

飯塚市公印規則の一部を改正する規則

飯塚市公印規則(平成18年飯塚市規則第12号)を次のように改正する。

改正後										改正前									
別表(第2条、第3条、第5条、第8条、第11条関係)										別表(第2条、第3条、第5条、第8条、第11条関係)									
種類	番号	名称	使用区分	個数	公印 管理 者	形状	寸法 (mm)	書体	ひな形	種類	番号	名称	使用区分	個数	公印 管理 者	形状	寸法 (mm)	書体	ひな形
市 印	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市 印	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
庁 印	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	庁 印	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
職 印	64	開催 執務 委員 長印	開催執務委員長名を もってする公文書用	1	公 営 競 技 事 業 所 長	正 方 形	27	てん 書		職 印	64	開催 執務 委員 長印	開催執務委員長名を もってする公文書用	1	公 営 競 技 事 業 所 長	正 方 形	27	てん 書	

66	飯塚消費生活センター所 市長名をもってする公 文書用 センター所 長印	1	市民協働部 市民活動 支援課 長	20	てん	てん	飯塚市 消費生活 センター 所長印
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
65	飯塚保健センター所長名 市長名をもってする公文書 用 センター所 長印	1	福祉健康部 幸福健康課 長	20	てん	てん	飯塚市 保健センター 所長印
66	飯塚消費生活センター所 市長名をもってする公 文書用 センター所 長印	1	市民協働部 市民活動 支援課 長	20	てん	てん	飯塚市 消費生活 センター 所長印
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。